

【カーボンオフセット年賀寄附金用】

配分決定通知書とともに保管してください

寄附金の配分を受けられる団体の皆さまへ

配分する寄附金の使途の適正を図るために、①カーボンオフセット事業助成プログラム、②地球温暖化防止活動事業助成プログラムを実施するに際して、次のとおり配分団体が守らなければならない事項等を定めています。

配分事業に着手する前に下記事項を必ずお読みいただき、十分ご理解の上、事業に着手してください。

1 配分団体が守らなければならない事項

1 配分金の使途の制限

配分金は、郵便事業株式会社が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途に使用してはならない。

2 実施計画の変更等

(1) やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を事務局に文書をもって届け出て、その承認を受けてください。

(2) 実施計画に基づく事業に予定の期日に着手することができないとき、又は完了することができなくなったときは、速やかに事務局の指示を受けてください。

(3) 実施計画に基づく事業の遂行が困難となったときは、速やかに事務局の指示を受けてください。

⇒変更が生じた場合、5ページの「6 実施計画の変更」に従って、速やかに事務局に連絡してください。

3 配分金の経理

配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途を明らかにしてください。

4 配分金に係るものであることの表示

(1) カーボンオフセット事業助成プログラム

配分金を受けて取得した排出権を日本国の償却口座へ移転させた際は、当該排出権に係るプロジェクトの概要及び日本の温室効果ガス削減目標であるマイナス6%への貢献の状況について、広報活動を行ってください。

(2) 地球温暖化防止活動事業助成プログラム

配分金で行う活動に係るチラシやポスター等には、配分金によるものである旨の表示をしてください。また、当該チラシやポスター等は、配分金の対象とする事業に係る使途以外に使用しないでください。

⇒表示する文字の大きさ、表示方法は、6ページの「7 寄附金を使用して実施したことを示す周知及び表示」に従ってください。

5 余剰金

配分金に係る事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、速やかに事務局に返還してください。

6 その他

偽りその他不正の手段より配分金の交付を受けた場合には、事務局の指示するところにより、当該配分金を返還していただきます。

2 配分金の送金等に関する事項

1 金融機関口座への振込み

配分金は、貴法人名義の金融機関口座への振り込みます。

カーボンオフセット事業助成プログラムについては、高額な取引によるリスク回避のため、排出権提供事業者の保有する銀行口座に、直接、寄附金を送金することを認めております。「寄附金支払先依頼書」を別途電子データにてお送りいたしますので、排出権提供事業者への直接の送金をご希望の場合は、必要事項をご記入の上、平成24年4月27日（金）までに事務局宛にご郵送ください。

2 振込時期

ア 排出権取得・償却（無効化）事業助成プログラム

配分金は、配分金を受けて実施する事業（以下「配分事業」という。）の完了日の属する月の末日頃に送金します（例：6月10日事業完了⇒6月下旬に振込み完了）。

トランザクション詳細表示（J-V E Rの場合は無効化証明書）が発行され次第、写しを早急に事務局まで特定記録郵便で送付してください。毎月10日までに到着したものに限り、その月の月末に送金いたします。

イ 地球温暖化防止活動事業助成プログラム

事業開始月の末日頃に送金します。

3 提出していただく書類等

1 配分事業を始めるに当たってご提出していただくもの

(1) カーボンオフセット事業助成プログラム

ア 平成24年度カーボンオフセット年賀寄附金配分事業実施計画書・承諾書【様式1-1】（以下「実施計画書①」といいます。）

イ 寄附金の送金を受ける貴法人名義の金融機関口座の通帳等の写し

実施計画書①の配分金振込先金融機関の記載欄にある全ての項目が明りように確認できるものをご提出ください。（※ ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名・預金種目・口座番号が必要です。ゆうちょ銀行口座の記号及び番号では送金することができません。）。

(2) 地球温暖化防止活動事業助成プログラム

ア 平成24年度カーボンオフセット年賀寄附金配分事業実施計画書・承諾書【様式1-2】（以下「実施計画書②」といいます。）

イ 寄附金の送金を受ける貴法人名義の金融機関口座の通帳等の写し

実施計画書②の配分金振込先金融機関の記載欄にある全ての項目が明りように確認できるものをご提出ください。(※ ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名・預金種目・口座番号が必要です。ゆうちょ銀行口座の記号及び番号では送金することができません)。

ただし、カーボンオフセット事業助成プログラムの金融機関口座と同じ場合は不要です。

※ 委託契約、物品購入、施工等については、原則、競争入札又は2社の見積りを比較するなど、より低廉な価格となるよう努めてください。

(3) 寄附金支払先依頼書（貴法人と排出権提供事業者の連名）

排出権提供事業者の保有する口座への送金をご希望の場合、提出してください。

2 配分金送金後にご提出いただくもの

(1) カーボンオフセット事業助成プログラム

平成24年度カーボンオフセット年賀寄附金配分金受領確認証（以下「受領確認証①」といいます。）

配分金の振込手続を行った際は、貴団体宛に送金通知とともに受領確認証①をお送りします。配分金振込先口座への入金をご確認いただき、確認出来次第、受領確認証①に必要事項を記入、団体印（代表者印）を押印の上、提出ください。

(2) 地球温暖化防止活動事業助成プログラム

平成24年度カーボンオフセット年賀寄附金配分金受領確認証（以下「受領確認証②」といいます。）

以下、カーボンオフセット事業助成プログラムと同様の手続となります。

3 配分事業完了後にご提出していただくもの

(1) カーボンオフセット事業助成プログラム

平成24年度カーボンオフセット年賀寄附金配分事業完了報告書【様式2-1】（以下「事業完了報告書①」といいます。）

(2) 地球温暖化防止活動事業助成プログラム

ア 平成24年度カーボンオフセット年賀寄附金配分事業完了報告書【様式2-2】（以下「事業完了報告書②」といいます。）

配分事業を完了したときは、事業完了報告書、同報告書に記載された添付資料を提出してください。完了報告書と一緒に提出する領収書は寄附金で支払ったもののみとします。自己資金で支払ったものの領収書は不要です。ただし、寄附金と自己資金を合わせて支払ったものに関しては、領収書をご提出いただき、記載された金額のうちいくらを寄附金で支払ったのかを書き添えてください。

配分事業に関して事業者から発行される領収証には、必ず貴法人名、購入物品等の内容及び数量等を記載してもらい、何の購入等に対して発行された領収証であるのか、明らかになるようにしてください。

イ 宣誓書

地球温暖化防止活動助成につきましては、添付の領収書（明細書添付）や記載内容に偽りがないことを証明するため、宣誓書【様式3】に必要事項を記入・押印の上、提出していただきます。

4 書類の提出期限

- (1) 実施計画書①、実施計画書②及び送金を受ける金融機関の通帳の写し

ア 4月中に配分事業が完了する団体及び活動助成で4月に事業を開始する団体（4月末の配分金の送金）

平成24年4月11日（水）＜必着＞（期限を厳守してください。）

（4月12日（木）以降に到着したものは全て5月以降の送金になります。）

イ 上記ア以外の団体

平成24年4月27日（金）＜必着＞（期限を厳守してください。）

- (2) 寄附金支払先依頼書（希望される場合のみ）

上記(1)の書類とあわせて提出ください。

- (3) 受領確認証①及び受領確認証②

配分金振込先口座への入金をご確認いただき、確認出来次第、受領確認証①、受領確認証②に必要事項を記入、団体印（代表者印）を押印の上、ご提出ください。

- (4) 事業完了報告書①、事業完了報告書②

配分事業完了月の翌月末日までに提出してください。

5 書類の提出先

事務局に提出される書類は、全て次の住所に特定記録郵便でお送りください。提出書類（A4サイズ）を折らずに入る封筒をご使用ください。

100 - 8798 東京都千代田区霞が関1 - 3 - 2

郵便事業株式会社 総務部

環境・社会貢献室内 年賀寄附金事務局

6 事業の完了確認

事務局は、提出された「事業完了報告書①」、「事業完了報告書②」の内容が適正と認められるときは、同報告書の提出により事業の完了を確認します。

同報告書に記載された内容を確認するために必要な範囲において、実地に調査を行うことがあります。

4 配分金の使途についての監査に関する事項

1 監査に応ずる義務

事務局が配分金の使途についての監査（以下「監査」といいます。）を行おうとするときは、配分団体は、これに応じなければなりません。

2 監査の実施時期

監査は、配分金に係る事業完了の翌年度に行います。

3 監査の実施方法

- (1) カーボンオフセット事業助成プログラムに関しては、事業完了報告書①の確認をもって監査に代えます。地球温暖化防止活動助成プログラムに関しては、原則として書面監査とします。

- (2) 当該事業の実施に要した経費の一部に配分金以外の資金を充当しているときは、監査に必要な限度において、当該資金を含め監査する場合があります。
- (3) 監査の具体的実施内容は、以下のとおりとし、詳細は事務局が別に定めるところによります。
 - ア 配分金の入出金状況の確認
 - イ 当該事業の実施状況

5 監査の結果に基づく配分金の返還に関する事項

1 配分金の返還請求

事務局は、配分団体が次の(1)～(4)のいずれかに該当した場合は、配分金の全額又は一部について、当該金額の返還を配分団体に請求します。

- (1) 「1 配分団体が守らなければならない事項」に違反した場合
- (2) 配分団体が実施計画に係る事業を中止し、又は廃止した場合
- (3) 事業完了報告書の一部又は全部の提出を怠り、又は虚偽の方法によって提出を行った場合
- (4) 配分団体が実施計画を変更したことに伴い、事業総額が減少した場合

2 返還金請求の通知

事務局は、前記により配分金の返還を請求するときは、その事由、返還すべき金額、送付方法及び返還の期限を配分団体に通知します。

3 配分金返還の期限

配分金返還の期限は、配分団体にやむを得ない事由があると認めるときは、これを延期し、又は返還金を適宜分割して返還していただくことがあります。

4 延滞金

配分金返還の請求を受けた配分団体がこれを期限までに返還しなかったときは、その期限の翌日から起算して返還の日までの日数に応じ、年5%の率で計算した延滞金を納付しなければなりません。

6 実施計画の変更（事業の着手・完了時期の変更等を含む）

「1 配分団体が守らなければならない事項」には、実施計画の変更、事業の着手・完了時期の変更及び事業の遂行困難について規定されていますが、これらについて大幅に変更等をしなければならなくなった場合には、速やかに事務局へ連絡してください(実施計画の変更申請をしていただきます。)

実施計画の変更がやむを得ないと認められた場合は、変更を承認いたしますが、承認されるまでは、事業を実施（変更）できません。実施計画の変更承認を受けずに実施計画と異なる事業を実施した場合には、寄附金の一部又は全部を返還していただく場合がありますので、ご注意ください。

なお、実施計画の変更により、事業総額が減少する場合には、その減少分に相当する額の寄附金を減額いたします（既に振込みが終わっている場合には、速やかに返還していただくものとし、その際の振込手数料は配分団体の負担となります。）

7 寄附金を使用して実施したことを示す周知及び表示

1 カーボンオフセット事業

- (1) 寄附金配分を受けて取得した排出権を日本国の償却口座に移転させる際は、カーボンオフセット年賀寄附金で取得した旨の通知を国に必ず行ってください。
- (2) 何らかの方法で（ホームページ等）をもって、それが日本の温室効果ガス削減目標であるマイナス6%に貢献したことを第三者が認知しうる広報活動を行ってください。
- (3) 寄附金の配分を受けて取得した排出権について機関紙等へ掲載される場合は、郵便事業株式会社からカーボンオフセット年賀寄附金配分を受けた旨の記述を入れてください。

2 地球温暖化防止活動事業

- (1) 何らかの方法で（ホームページ等）をもって、それが日本の温室効果ガス削減目標であるマイナス6%に貢献したことを第三者が認知しうる広報活動を行ってください。
- (2) 機関紙等へ掲載する場合は、郵便事業株式会社から地球温暖化防止活動事業助成を受けた旨の記述を入れてください。

なお、表示に「〒」マークはご使用いただけませんので、誤って使用することのないようにしてください。

表示例：表示内容が読める程度の文字の大きさにしてください。（表示するものの大きさに適宜合わせてください。）

【看板】

⇒例「平成24年度 日本郵便 カーボンオフセット年賀寄附金助成事業」

【チラシ、ポスター等】

⇒ 記載文章中、若しくは上部（又は下部）に表示する。

例「このチラシ（ポスター）は平成24年度 日本郵便 カーボンオフセット年賀寄附金の助成を受けて製作しました。」

【冊子】

⇒表紙又は裏表紙に表示する。

例「この冊子は平成24年度 日本郵便 カーボンオフセット年賀寄附金の助成を受けて製作しました。」

【DVD】

⇒DVD本体に表示するほか、巻頭部分で3秒程映像に入れる。

例「このDVDは平成24年度 日本郵便 カーボンオフセット年賀寄附金の助成を受けて製作しました。」

8 寄附金活用状況の周知

カーボンオフセット年賀寄附金は、カーボンオフセットはがきを購入していただいた皆さまから寄せられた貴重な浄財です。配分事業による成果は、できる限り多くの方々に利用（＝還元）していただく必要があります。団体のホームページ・会報等への掲載、地域の広報紙、マスコミ等への掲載に努めてください。

また、配分事業についてメディア等に掲載された、賞を受賞した等ございましたら、年賀寄附金事務局までご連絡ください。

広報いただいた記事は参考にいたしますので、記事の写しなどを同事務局までお送り

くださるようお願いいたします。

9 その他

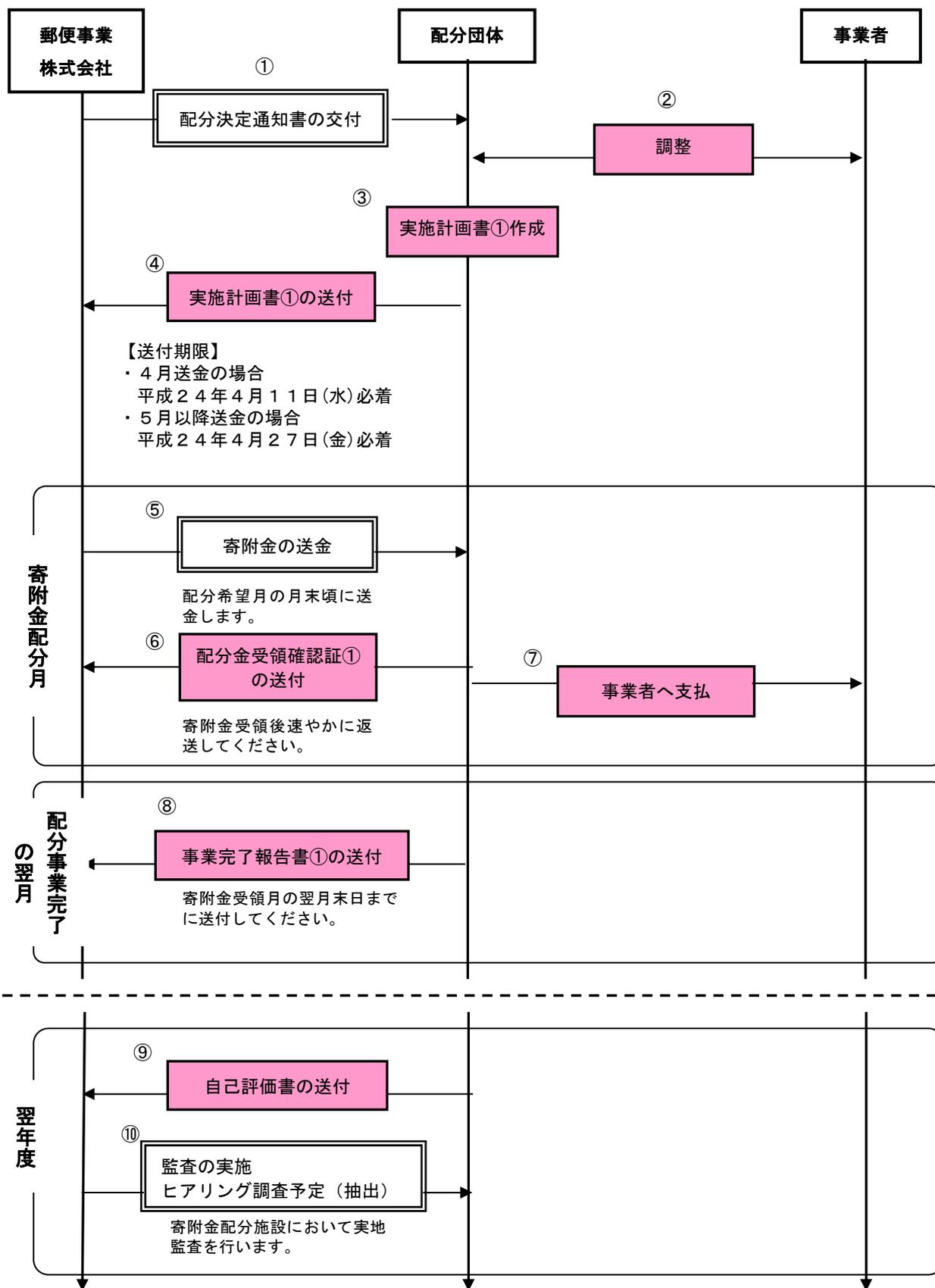
カーボンオフセット年賀寄附金配分事業を多くの方々に知っていただくために、配分先の団体名、配分事業の内容及び配分事業の実施結果等を郵便事業株式会社の年賀寄附金ホームページへ掲載するなど、広報活動に使用させていただきます。あらかじめご了解ください。

また、配分事業実施後、自己評価を実施させていただきます。（詳細については別途ご連絡いたします。）

書類提出先・連絡先：郵便事業株式会社 総務部
環境・社会貢献室内 年賀寄附金事務局
電 話：03-3504-4401
FAX：03-3592-7620
（ご連絡は、平日の10:00～12:00及び13:00～17:00の間にお問い合わせいたします。）

寄附金の配分決定から事業の完了までの流れ

(カーボンオフセット事業助成プログラム)

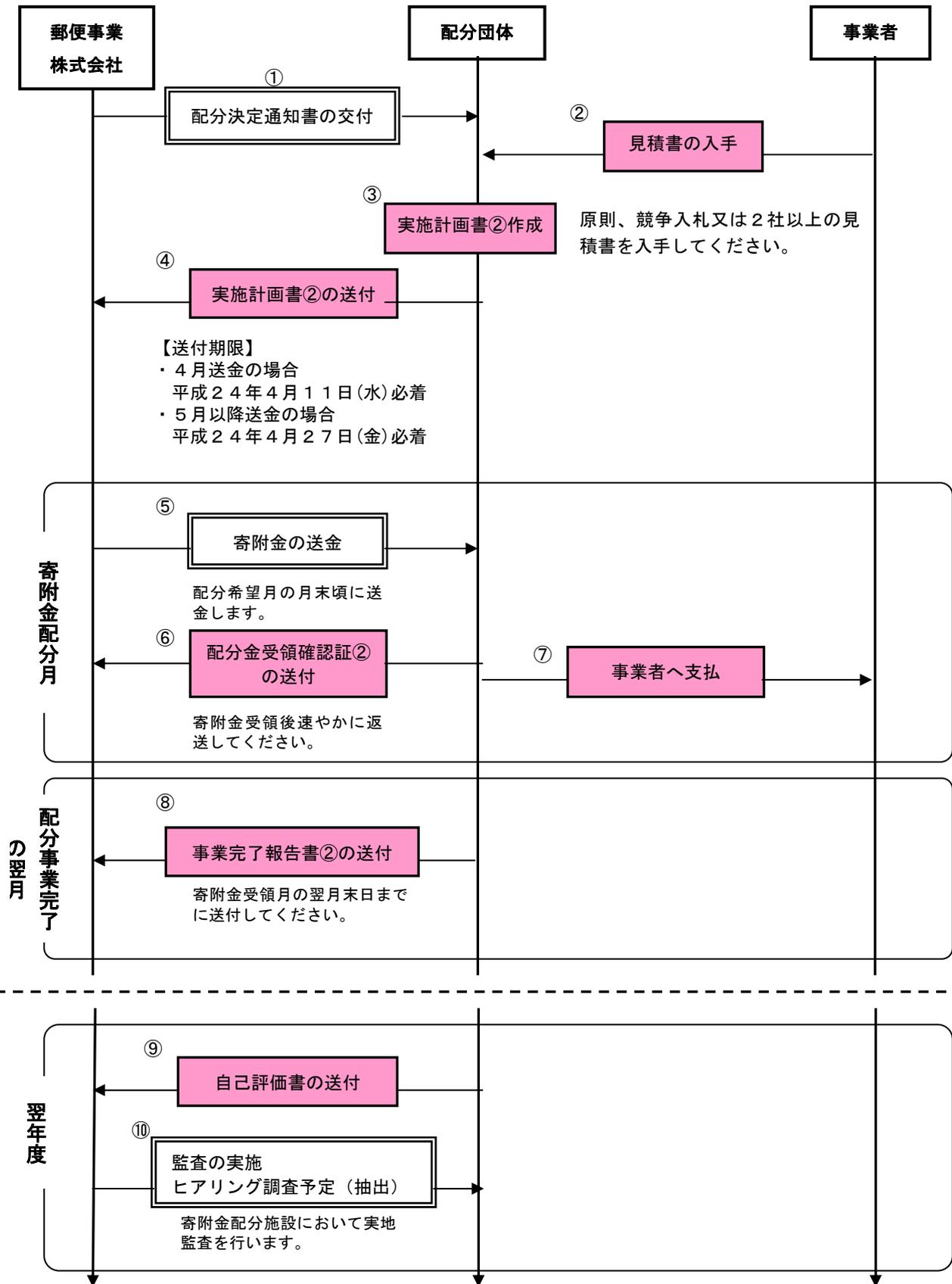


(注) 1 : 配分を受けた団体の事務

2 ①~⑩は配分決定から事業完了までの事務実施の順序

寄附金の配分決定から事業の完了までの流れ

(地球温暖化防止事業助成プログラム)



(注) 1 : 配分を受けた団体の事務

2 ①~⑩は配分決定から事業完了までの事務実施の順序